

○鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例

平成5年12月24日

条例第50号

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 アジア・太平洋地域を中心とする海外諸国との国際交流及び国際協力に関する研修並びに県民と外国人との交流の場を提供するための公の施設として、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター(以下「研修センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 研修センターは、鹿屋市に置く。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に研修センターの管理を行わせるものとする。

(平17条例17・追加)

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 研修センターの施設(これに附属する設備及び備品を含む。以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (2) 研修センターを利用した研修に関する業務
- (3) 施設等の利用の許可に関する業務
- (4) 施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研修センターの管理に関して知事が必要と認める業務

(平17条例17・追加)

(休館日)

第5条 研修センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日の翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 指定管理者は、研修センターの管理上必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平17条例17・追加)

(開館時間)

第6条 研修センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、研修センターの管理上必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(平17条例17・追加)

(利用の許可等)

第7条 施設等のうち研修室又は宿泊施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、研修センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)に条件を付することができる。

3 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可に係る施設等(以下「許可施設」という。)の利用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、研修センターの管理上支障があると認められるとき。

(平17条例17・旧第3条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくは

その内容を変更し、又は許可施設の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が利用許可の内容又は利用許可に付された条件に違反したとき。
 - (2) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。
 - (3) 利用者が不正の手段によって利用許可を受けたとき。
 - (4) 公益上特に必要があると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、研修センターの管理上特に必要と認めるとき。
- 2 指定管理者が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより、当該処分がなされた場合は、この限りでない。

(平17条例17・旧第4条線下・一部改正)

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者の定める利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者が特別の理由があると認める場合を除き、前納しなければならない。
- 3 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 5 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が研修センターと規模、形態等において類似の施設の同種の料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 7 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還する。
 - (1) 前条第1項第4号又は第5号に該当することにより利用許可が取り消されたとき。
 - (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により許可施設の利用が不能となったとき。
 - (3) 利用者が利用開始前利用許可の取消しを申し出て、指定管理者がこれを認めたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

(平17条例17・旧第5条線下・一部改正)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平17条例17・旧第6条線下・一部改正)

(行為の禁止)

第11条 研修センターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は滅失する行為
 - (2) たき火その他危険な行為
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
 - (4) 指定管理者の許可を受けないで行う物品の販売その他の営業行為又は募金行為
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、研修センターの管理上支障となる行為
- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為を制止し、又は研修センターからの退去を命ずることができる。

(平17条例17・追加)

(施設等の原状変更の禁止)

第12条 利用者その他研修センターを利用する者は、施設等の原状を変更してはならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により施設等の原状を変更した者は、指定管理者の指示に従い、施設等の利用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

(平17条例17・旧第7条線下・一部改正)

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平17条例17・旧第8条繰下)

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して施設等を利用した者
- (2) 第12条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者
- (3) 故意又は重大な過失により施設等を損傷し、又は滅失した者

(平7条例6・平12条例17・一部改正, 平17条例17・旧第10条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例17・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月22日条例第6号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月28日条例第5号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月28日条例第17号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月29日条例第17号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした許可その他の行為又は旧条例の規定により知事に対してされている許可の申請その他の行為は、改正後の鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為又は新条例の相当規定により指定管理者に対してされた許可の申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。